徳島県監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき,徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので,同項の規定により次のとおり公表する。 平成26年6月19日

徳島県監査委員 西同 川 村同 原同 南同 有 持 正廣孝恒益 二道仁生生

監査結果の名	公表年月日	平成26年3月12日										
	監	查	Ø	結	果			講	じ	た	措	置
ある。回収の勢	構債権 , リー	ス設備債権 えるが,た	をひ設備 はお一層の	資金貸付金 収入確保に 485,591	会で1年以上未収の 二努める必要がある。 ,072円	ものが。	払行にっ図 産18 保い会う 支能にをいいよてっあ状2ま証で」21 今払力応推能が3 というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	り責分,ハさのまで、カートででででであるで、カーはでは、カールででは、カールででは、カールででは、カールでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	の況りを(25専又収に公うし)しつたに収調に債逸(年門し手よ認いた)てい効よが査応権し(度的た立り会)。(はて率る極をじ回な)にな。て,計償()、よ的債めも,収い(おノ)を回土却((債りな権で)	と訪をよ いウ 閉収なの 務徹督保困に問行う てハ ざがど妥 者底促全難でして、 さ極か当 ひし,策で電よて速 ,を れめら性 じた交をあ話るい且 債い たてなが 連調渉講る	や現るつ 権か 案困る忍 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	す文の回変 門組 ,っ債を 対債と的場合に できまり、 では できまり、 では できまり、 では できまり、 では できまり、 では できまり、 では できまり、 できまり できまり。 できまり できまり。 できまり、 できま